

林業・木材産業成長産業化促進対策
変更事業構想

岩 手 県

1 地域の概要

岩手県の森林面積は、県土の77%を占める117.7万haで全国第2位であり、このうち民有林面積は約3分の2に相当する78.3万ha、国有林は約3分の1に相当する39.4万haとなっている。

民有林の樹種別割合は、アカマツが19%（15.1万ha）、スギが19%（14.6万ha）、カラマツが8%（6.2万ha）、広葉樹が49%（38.2万ha）となっており、このうち人工林（32.9万ha）については、スギが44%（14.6万ha）、アカマツが34%（11.3万ha）、カラマツが19%（6.2万ha）となっている。

民有林の人工林の齢級構成は、10 齢級がピークとなっており、間伐が必要な7 齢級から10 齢級の林分割合が46%、伐期を迎える11 齢級以上の林分割合が42%となっており、高齢級林分が増加傾向にある。

森林資源の充実に伴って主伐が進んでおり、人工林資源の循環利用や森林の公益的機能の発揮を図るため、伐採跡地への再生林の対策が必要となっている。

2 林業・木材産業の成長産業化に向けた現状、課題及び取組方針

【現状】

(1) 林業

県内の林業就業者数は、平成以降も減少を続け平成19年度末には1,870人となり、その後1,900人から2,000人程度で推移してきたが、近年は減少傾向にあり、平成29年度末で1,835人となっている。

また、就業者の4割以上が60歳以上となっており、素材需要の高まりによる伐採やその後の造林及び森林整備に対応する人材の確保・育成が急務となっている。

また、林業経営体の多くは小規模な経営体であり、新規就業者の安定した雇用に向け、就業条件の改善や経営基盤の強化等が課題となっている。

特用林産物については、しいたけ、木炭などの全国有数の産地となっており、その品質は市場で高い評価を得ているものの、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響を始めとして、安価な輸入品との競合や生産者の高齢化が進むなど、依然として厳しい経営環境にある。

(2) 木材産業

県内の素材生産量は、震災の影響により平成23年には98万m³まで落ち込んだが、合板工場の復旧等による堅調な木材需要を背景に、平成24年から平成28年まで5年連続で増加し、平成29年度の実績は震災前の水準を上回る185.6万m³（木質バイオマス用材を含む）となっている。

県内の素材需要量は、住宅着工戸数に連動して減少傾向が続いていたが、震災直後の平成23年を底に、平成24年以降は回復傾向にある。

県内の素材需要量に占める県産木材の割合は、近年80%程度で推移しており、中でも、製材用材と同規模で利用されている合板用材については、原料の外材から国産材への転換が国内合板メーカーにおいて進んでおり、県内にある2つの合板工場においても原料となる原木の大半が県産木材となるなど、県内の素材需要量における県産木材の比率向上に寄与している。

県産木材の利用は、林業をはじめ木材加工や住宅建築など、地域の産業振興につながるとともに、本県の豊富な森林資源の適切な整備を促し、森林の有する公益的機能の発揮に資するものであることから、県では、「岩手県県産木材等利用促進行動計画」を令和2年3月に策定し、県が実施する公共施設整備や公共工事において、率先して木材利用を推進している。

さらに、市町村や民間に対しては、補助事業を活用した支援を行っているほか、施設整備において、木材利用が進むよう普及啓発を行うなど、木材利用の促進に向けた取組を行っている。

また、平成 24 年の再生可能エネルギー固定価格買取制度の施行以降、県内においても木質バイオマス発電施設が相次ぎ整備され、木質バイオマス発電施設向けの燃料用素材の需要は高い水準を維持しており、こうした素材需要の増大に対応し、素材を安定的に供給できる体制整備の構築が求められている。

県内では、木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入が進むとともに、木質バイオマス発電施設の稼働により、燃料用チップの利用量が増加しており、引き続き、公共施設や産業分野への更なる木質バイオマスボイラーの導入促進や、未利用間伐材や林地残材の利用促進等に向けた取組が必要となっている。

【取組方針】

(1) 林業

森林経営計画の作成促進を通じた施業集約化の取組を進め、高性能林業機械の活用による効率的な作業システムの導入、林内路網の整備による低コストな間伐材生産を促進するとともに、森林資源の循環利用に資する低コストな再生林の促進と、これらを実践する林業経営体や新規就労者等の育成を図る。

また、放射性物質の影響を受けている原木しいたけの生産拡大など特用林産物の生産振興を図る。

(2) 木材産業

県産木材の安定供給体制の整備に取り組み、品質・性能の確かな県産木材製品が安定供給されるよう、木材加工流通施設等の整備等を支援するとともに、県産木材の販路開拓や木質バイオマス利用に向けた取組を促進する。

3 成長産業化により目指す地域の林業・木材産業の将来像

東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号災害からの復旧・復興に取り組むとともに、林業・木材産業の成長産業化に向け、地域の森林経営を担う林業経営体等の育成、森林資源の循環利用、原木の安定供給体制の構築及び新たな県産木材の需要創出などの取組を進め、豊富な森林資源を生かした全国屈指の木材産地を形成する。

4 林業経営体の現状、課題及び育成方針

【現状、課題】

県では、平成 18 年度から森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を行う地域けん引型林業経営体の育成に取り組み、平成 30 年度までに 47 経営体を育成した。今後は、これまで育成してきた地域けん引型林業経営体を、国の森林経営管理制度において新たな森林整備主体とされる「意欲と能力のある林業経営体」へと移行させていくとともに、新たな経営体を追加しながら育成していく。

林業経営体には、経営面では就業者の安定雇用が維持されるよう、経営基盤の強化や雇用管理の改善などが求められているほか、現場では素材生産性の向上や再生林などの実行体制の整備が喫緊の課題となっている。

また、県内での林業労働災害は、平成 27 年以降毎年死亡災害事故が発生しており、労働災害の防止に向けて、安全巡回指導等を通じた安全意識の向上など普及啓発の取組が重要となっている。

【取組方針】

(1) 林業経営体の育成

持続的な森林経営を実践する「意欲と能力のある林業経営体」に対し、県内林業関係団体と連携し、雇用管理の改善や労働安全対策等の取組を促進するとともに、素材生産や再生林実行体制の整備に向けた取組を支援する。

素材生産量の増加に資する高性能林業機械の整備やリースによる導入を支援し、素材の安定供給体制の整備に向けて取り組む必要がある。

(2) 林業労働災害の防止

作業現場で直接に労働安全指導を行える安全管理指導専門家を養成し配置するとともに、林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部による安全巡回指導等を行い、事業主や現場管理者、現場技術者に対し林業労働災害防止に係る注意喚起と取組強化を図る。

5 森林の経営管理の集積・集約化の現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

本県では、10ha未満の小規模な森林所有者が全体の約8割を占め、また、森林経営計画の認定率は、民有林面積の約1/4に留まっている。

こうした中、市町村や意欲と能力のある林業経営体が森林の経営管理を持続的に行う「森林経営管理制度」の創設などの動きを踏まえ、施業の集約化等による林業生産活動の効率化を図り、森林資源の適切な管理を促進していく必要がある。

【取組方針】

森林経営計画の作成促進や境界の明確化、既存路網の改良など、森林施業の集約化に向けた地域活動等の取組を支援し、林業生産活動の効率化を図る。

6 間伐及び主伐・再造林の現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

県内の民有林における平成29年度の間伐実績は7,117haと「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」で定めた年間目標量の6割程度の達成率となっており、低コストかつ安定的な原木供給及び森林吸収源対策に資する間伐の促進が重点課題となっている。

また、平成29年度の再造林面積は749ha（令和2年度の再造林面積：876ha）で、再造林の実施率は3割程度（令和2年度（H30～R2 平均値）の再造林実施率：45%）と見込まれており、このままでは、今後の人工林資源の循環利用に支障を来すことが懸念されている。

【取組方針】

森林施業の集約化や林内路網の整備促進、高性能林業機械の活用による効率的な作業システムの導入を図るなど、低コストかつ安定的な原木供給体制の実現に向け、市町村、森林組合及び林業事業者等が連携し、計画的に間伐が促進されるよう支援する。

また、主伐から植栽までの作業を連続して行う一貫作業による低コストな造林技術等の普及を推進し、人工林資源の循環利用及び再造林率の向上を図る。

7 路網整備の現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

県内の民有林における平成29年度末の路網整備状況は、林内道路密度は16.7m/ha（総延長13,082km）、作業道密度は8.8m/ha（作業道総延長6,876km）、林内道路と作業道を合わせた林内路網密度は25.5m/haと、国の地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安より低い水準にある。

素材生産の低コスト化を進めるためには、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの確立が必要であり、幹線となる林道と林業専用道や、支線となる丈夫で簡易な森林作業道の整備が急務となっている。

【取組方針】

路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの確立を図るため、路網の整備を促進するとともに、森林作業道の作設技術の向上など人材の育成を支援する。

8 山村地域の防災・減災や森林資源の保全に関する現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

県内における林野火災の年間発生件数は、平成23年度以降平均50件で推移し、大規模な林野火災も数多く発生している。

林野火災の未然防止は、森林資源の確保及び県土の保全、水源の涵養等公益的機能の維持のために極めて重要な課題となっている。

【取組方針】

岩手県地域防災計画に基づき、背負い式消火水のうや軽可搬消防ポンプ等の林野火災消火用資機材を市町村に配備し、初期消火体制の整備を図るとともに、県、市町村、関係団体等が協力し、林野火災防止に対する県民意識の醸成を図る。

9 木材加工・流通の合理化等に関する現状、課題及び取組方針

本事業による取り組み予定なし。

10 木材需要の創出等に関する現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

本県では、「岩手県県産木材等利用促進行動計画」（計画期間：令和元年度～令和4年度、期末目標：8,500㎡）に基づき、公共施設整備や公共工事において率先して木材利用を推進する取組を進めている。

また、県内の市町村においては、全市町村で公共建築物等木材利用促進法に基づく「市町村公共建築物木材利用推進方針（市町村方針）」を策定し、地域材利用を進めている。

民間の中大規模建築物の木造化・木質化が遅れていることから、市町村や民間事業者の木造化・木質化に関する情報提供を行うとともに、国庫補助事業等を活用した施設整備を支援するなど、木材利用の促進に向けた取組を進めていく必要がある。

【取組方針】

令和3年度以降も、岩手県県産木材等利用促進条例（平成31年4月施行）の規定により策定した岩手県県産木材等利用促進基本計画及び同行動計画に掲げる施策を展開し、積極的な県産木材利用を推進する。

また、市町村等の中大規模建築物の木造化等を進めるため、「市町村公共建築物木材利用推進方針（市町村方針）」に基づく公共建築物の整備を支援し、県産木材の利用を推進する。

11 特用林産物の生産に関する現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

しいたけ、木炭などが質・量ともに市場で高い評価を得ているものの、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響を始めとして、安価な輸入品との競合や生産者の高齢化の進行など、依然として厳しい状況にあり、産地の再生が課題となっている。

また、近年多発している気象災害等により特用林産振興施設への被害が発生していることから、被災施設の回復、体質強化を図るため、被災施設の補修、修理、整備等を支援する必要がある。

【取組方針】

放射性物質の影響を受けている原木しいたけについて、引き続き、栽培管理や安全検査の徹底による出荷制限の解除を加速するとともに、ほだ場環境の整備や販促活動の強化など早い産地の再生を図る。

また、地域の特性を生かした特用林産物の生産振興を図るため、生産・加工流通施設体制の整備や気象災害等により被災した特用林産振興施設等の再整備を支援するとともに、関係団体と連携した取組により、生産技術の継承・向上や担い手の確保・育成を図る。

12 林業と木材産業の連携に関する現状、課題及び取組方針

【現状、課題】

県内の素材需要は、木材加工施設の復旧や復興需要に加え、合板工場や大型木質バイオマス発電施設の稼働などにより平成24年以降は増大している。

こうした素材需要の増大に対応するため、川上から川下までの関係者が連携した素材の安定供給体制の整備が必要となっている。

【取組方針】

「意欲と能力のある経営体」においては、森林施業の集約化や林内路網の整備促進、高性能林業機械の活用による効率的な作業システムの導入により素材生産体制の強化を図るとともに、木材加工事業体においては、意欲と能力のある経営体と原木安定供給協定を締結し、高付加価値化した木材製品を安定的かつ効率的に供給していくことなどにより、川上・川中・川下が密に連携を図りながら、生産・加工・流通の一体的コスト縮減に取り組み、林業の成長産業化を目指す。

13 事業実施期間

平成30年度～令和4年度

14 目標を定量化する指標

＜木材供給量の目標＞

(単位：千 m³)

	平成29年度 (実績)	令和4年度 (目標)
木材供給量	1,856	1,969

※ 国産材の供給量について、直近年(度)の実績及び事業実施期間の終期等の目標を記載する。

目標	メニュー		指標	令和4年度 (目標)
安定供給体制の整備推進	間伐材生産		間伐材生産経費(円/m ³)の減少率	4%
	高性能林業機械等の整備		労働生産性(m ³ /人・日)の増加率	15%
木材利用及び木材産業体制等の整備推進	木材加工流通施設等の整備		地域材利用量(m ³)の増加率	—
	木造公共建築物等の整備	木造化(補助率1/2以内)	事業費当たりの木材利用量(m ³ /百万円)	—
		木造化(補助率15%以内)		4
		木質化		—
	木質バイオマス利用促進施設の整備	未利用間伐材等活用機材整備	事業費当たりの木質バイオマス利用量(m ³ /百万円)	50
		木質バイオマス供給施設整備		—
木質バイオマスエネルギー利用施設整備		2		

※ 上表の指標については、別表2に定める事項を記載することとし、事業実施期間の終了年度の目標を記載すること。